

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

萩市長 田中 文夫

市町村名 (市町村コード)	萩市 (35204)
地域名 (地域内農業集落名)	椿東地域 (椿東全域)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年11月12日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、鶴江台や中の台などの山間地では、柑橘栽培が盛んな地域があり、平野部では、水稻を中心とした作物栽培が行われている。  
柑橘やブドウに携わる法人により、果樹面積については、維持が図られているが、水稻については、高齢化に伴う離農者の増加により担い手が不足し、耕作放棄地が増加しており、担い手の育成が課題となっている。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

地域の特産物である、夏みかんを含めた柑橘や水稻を中心として栽培されている。水稻については、担い手も耕作面積を現状維持する予定としており、地域の農地の受け皿がないことから、担い手の育成・確保を行い、地域農業の維持を図る。  
また、当地域では、柑橘栽培やブドウなどの果樹栽培が盛んな地域であり、担い手も今後、規模拡大を図る予定としている。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	210 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	50 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、不在地主が点在する中津江地区内の不作付け農地及び、作物の作付けが行われていない山地に接する農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理事業を活用し、担い手に農地集約化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農用地の利用権設定等について、農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
新たな担い手により、農地集積が行われることとなった際には、中津江地区の基盤整備事業への取組みを検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
UJIターン者や農外参入企業など地域内外から幅広く経営体を募集し、地域と県、市、JAが連携して栽培技術や機械導入支援、農地所有者とのマッチング等も含めた、相談から定着まで切れ目のない取組みを展開する。 また、農業後継者の育成、栽培技術指導や機械導入等の支援についても、重点を置いた取組みも行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①有害鳥獣侵入防止柵等の設置により、鳥獣被害の軽減を図る。
- ④畑地化支援事業等を取り組み可能な農地で実施する。